

仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則

(2018年 7月30日 制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が業務上取得する重要な情報に関して、当該情報を利用した不適正な取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、会員における仮想通貨関係情報の管理態勢等の整備を図るとともに、会員が取り扱う仮想通貨の内部関係者のみが知り得る重要な情報を利用した不適正な取引を未然に防止することによって、もって、仮想通貨市場の公正性及び利用者保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則における「仮想通貨関係情報」とは、会員が現に取り扱い又は新規に取り扱う仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下同じ。）に関する公表されていない会員及び他の仮想通貨取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、仮想通貨関連取引を事業として行う者をいう。以下同じ。）並びに次項で定義する内部者に係る重要な情報であって、会員の利用者の当該仮想通貨に係る取引判断（取引の対象となる仮想通貨の種類、数及び価格並びに売買又は交換の別、方法及び時期についての判断又は証拠金取引の内容及び時期についての判断をいう。）に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいう。

2 本規則における「内部者」とは、会員が取り扱う仮想通貨に関し、会員が業務上知り得る範囲の情報に照らして、次の各号に掲げる者であると判断される者をいう。

- (1) 当該仮想通貨の発行者及び管理者
- (2) 前号の者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める意味をいう。）
- (3) 前二号に掲げる者の主要株主
- (4) 第1号及び第2号に掲げる者の役員
- (5) 前号に掲げる者でなくなった後1年以内の者
- (6) 第4号に掲げる者の配偶者及び同居者
- (7) 第1号及び第2号に掲げる者の従業者

第2章 仮想通貨関係情報の管理

(情報管理規則)

第3条 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を統括して管理する部

（仮想通貨関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合はその

責任者。以下「情報管理部門」という。)を設置しなければならない。

- 2 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を管理する業務（以下「情報管理業務」という。）に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を情報管理部門に配置しなければならない。
- 3 会員は、情報管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
- 4 会員は、情報管理部門並びにその担当役員を、仮想通貨関連取引に係る業務を行っている部門のうち、業務上、仮想通貨関係情報を取得する可能性が高い部門及び「受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。

（社内規則の制定）

第4条 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報の管理に関し、その情報を利用した不適正取引が行われないう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- (1) 仮想通貨関係情報を取得した際の手続に関する事項
- (2) 仮想通貨関係情報を取得した者における情報管理手続に関する事項
- (3) 情報管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- (4) 仮想通貨関係情報の伝達手続に関する事項
- (5) 仮想通貨関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- (6) 禁止行為に関する事項
- (7) その他会員が必要と認める事項

- 2 会員は、前項に定める社内規則及び本規則の内容を遵守し、適正かつ確実に情報管理業務を実施できる体制を構築しなければならない。

（仮想通貨関係情報の取得時の取扱い等）

第5条 会員は、役職員がその業務に関して仮想通貨関係情報を取得したときは、直ちに、当該役職員をして情報管理部門に報告させなければならない。

- 2 前項の規定により報告を受けた情報管理部門は、当該役職員に対する当該仮想通貨関係情報の管理等に関する必要な指示その他当該仮想通貨関係情報の適切な情報管理のために必要な措置を講じなければならない。

（仮想通貨関係情報の管理）

第6条 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を管理するための記録簿を作成し、保管しなければならない。

- 2 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該仮想通貨関係情報が業務上不必要な役職員に伝わらないよう管理しなければならない。

- 3 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該仮想通貨関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(仮想通貨関係情報の伝達)

第7条 会員の役職員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を、第9条に基づいて利用者に公表する以外の方法により、第三者に伝達してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員の役職員は、業務上必要な場合には、他の役職員又はその他の第三者に対して、当該仮想通貨関係情報の伝達を行うことができる。
- 3 業務上、第三者との間で仮想通貨関係情報を共有しなければならない場合には、当該第三者との間で仮想通貨関係情報の漏えいを防止するための取り決めを図り、その適切な運用管理に努めなければならない。

(仮想通貨関係情報の抹消等)

第8条 会員は、管理している仮想通貨関係情報が公表されているか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的を確認しなければならない。

- 2 会員は、管理している仮想通貨関係情報が公表された場合又は当該情報に係る事象が発生しないことが明らかとなった場合その他仮想通貨関係情報を抹消することが適当と客観的かつ合理的に判断できる場合には、当該仮想通貨関係情報を抹消することができる。
- 3 会員は、管理している仮想通貨関係情報の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行うものとする。

(仮想通貨関係情報の利用者への公表)

第9条 会員が管理している仮想通貨関係情報を利用者に公表する場合には、その概要をホームページに掲載する方法その他全ての利用者が閲覧できる方法によりこれを公表しなければならない。

- 2 会員は、利用者に配布する資料について、仮想通貨関係情報の記載の有無を確認の上、その結果を記録し、保存しなければならない

(ニュース配信に関する留意事項)

第10条 会員は、仮想通貨に関するニュース配信サービスを提供する場合、情報管理部門による確認を経ずに仮想通貨関係情報が配信されることを防止する態勢を整備しなければならない。

第3章 禁止事項

(仮想通貨関係情報の照会及び回答の禁止)

第11条 会員の役職員は、仮想通貨関係情報について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

- 2 会員の役職員は、仮想通貨関係情報について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。

3 会員の役職員は、第1項の追求や詮索を受けた場合は、速やかに情報管理部門に報告しなければならない。

(仮想通貨関係情報を提供しての勧誘等の禁止)

第12条 役職員は、利用者に対して仮想通貨関係情報を提供又は利用して、仮想通貨関連取引の勧誘をしてはならない。

(自己売買の禁止)

第13条 会員は、その業務に関して取得した仮想通貨関係情報を利用して、自己の計算において仮想通貨関連取引を行ってはならない。

2 会員の役職員は、その者の職務に関して知った仮想通貨関係情報を利用して、自己の計算において仮想通貨関連取引を行ってはならない。

第4章 利用者管理

(内部者登録)

第14条 会員は、次の各号に掲げるいずれかの方法をもって内部者を特定しなければならない。

(1)利用者から申告を受ける方法

(2)会員が入手した情報により特定する方法

2 会員は、特定した内部者の情報を利用者情報(「利用者の管理及び説明に関する規則」第7条第1項に定めるものをいう。)に記録しなければならない。

(取引の報告等)

第15条 会員は、内部者から、当該内部者に関する仮想通貨(以下「関係仮想通貨」という。)に係る仮想通貨関連取引(以下「関係仮想通貨取引」という。)の注文が行われた場合には、その内容を「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第3条に定める取引検知部門(以下「取引検知部門」という。)に報告しなければならない。

2 取引検知部門は、前項による報告を受けた場合には、内部者から当該仮想通貨関係取引が関係仮想通貨に関する仮想通貨関係情報に基づく取引ではないことその他取引の適正性について確認しなければならない。

(取引謝絶)

第16条 会員は、内部者による関係仮想通貨取引の注文が明らかに内部者取引(不適正取引の防止のための取引審査態勢の整備に関する規則第5条第2項第4号に定めるものをいう。)であると認められる場合には、当該注文を受け付けてはならない。

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。

仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則に関するガイドライン

(2018年 7月30日 制定)

第1条関係

本規則の主たる適用対象は、「仮想通貨の売買等」のうち、①競争売買取引方式又はマーケットメイク方式取引による利用者の仮想通貨（仮想通貨指数を含む。以下同じ）の売買又は交換、②店頭取引により行われる利用者との売買又は交換取引を指します。

また、「仮想通貨の売買等」のうち、仮想通貨の売買等の媒介、代理、取次ぎ（以下、「取次ぎ等」といいます。）についても、媒介等を通じて利用者あるいは会員が故意に他の会員の運営する市場を乱す取引を仕向けることは市場の信頼性を傷つける不適切な行為であることから、当該業務の実施上、対応が可能な範囲をもって本規則を適用するものとします。

また、その他の仮想通貨関連取引についても、不適正取引が生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに従って適切な取引審査を図る必要があります。

第2条第1項関係

仮想通貨関係情報とは、例えば以下のような情報を指します。

1. 仮想通貨の発行者若しくは管理者が、下記(1)のいずれかの事項を行うことを決定した事実若しくは当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定した事実又は発行者若しくは管理者に下記(2)のいずれかの事項が発生した事実。ただし、利用者による仮想通貨関連取引の判断に著しい影響を及ぼすものではないと認められる情報を除きます。また、発行者及び管理者が特定されない仮想通貨については、本項は適用されないものとします。

(1)決定事実

- ①当該仮想通貨に係る事業の全部又は重要な事業の休止又は廃止、事業の全部又は重要な事業の譲渡、合併又は統合
- ②発行者若しくは管理者の役員又はこれに準じる者のうち、当該仮想通貨の存続又は当該仮想通貨と密接に関連するプロジェクトの存続に著しい影響を与える者と会員が特定する者が存在する場合において、当該者の異動が決定された事実
- ③経営権の移動
- ④当該仮想通貨に係る重要な機能等の新規開発及び開発の停止
- ⑤当該仮想通貨のハードフォーク及びソフトフォークを含む仮想通貨の仕様変更等、仮想通貨の価値に重大な影響を与えうる変更計画を決定した事実
- ⑥当該仮想通貨に関する重要な業務提携及び提携の解消

⑦破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続（以下「倒産手続」といいます。）の開始の申立て

⑧当該仮想通貨の新規発行若しくは追加発行又は当該仮想通貨と密接に関連するプロジェクトに関する重要な事項

(2)発生事実

発行者又は管理者に次に掲げる事実が発生した事実。ただし、利用者による仮想通貨関連取引の判断に著しい影響を及ぼすものではない認められる情報を除きます。

①災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

②財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと

③事業の差し止めを求める仮処分の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと

④免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと

⑤債権者その他の者による倒産手続開始の申立て

2. 会員又は他の仮想通貨取扱業者のうち、当該仮想通貨の価格又は流動性に著しい影響を与える者が存在する場合において、当該者が当該仮想通貨の取扱いの開始又は取扱いの廃止を決定した事実
3. 会員又は他の仮想通貨取扱業者のうち、当該仮想通貨の価格又は流動性に著しい影響を与える者が、当該仮想通貨を用いた重要な決済サービス等の新規事業の開始又は取扱廃止を決定した事実
4. 当該仮想通貨の大量保有者ないし大量保管者（会員自身を含みます。）が存在する場合において、当該者に対する深刻なハッキング被害、仮想通貨の移転記録の仕組み上に生じた重大なインシデント、危険度の高いセキュリティの脆弱性発見など当該仮想通貨の重大な信用毀損に至る事実
5. 当該仮想通貨について、大口顧客が存在する場合において、当該利用者から大規模な仮想通貨関連取引の注文を受注した事実
6. その他、当該仮想通貨の価値に著しい影響を及ぼすものとして社内規則等に基づいて会員が指定する事実

なお、仮想通貨関係情報の定義における「公表」とは、当該情報が、報道機関等の当該情報の発生源以外の者により、不特定の者の閲覧し得る状況に供されたことを含みます。

第2条第2項関係

会員が業務上知り得る範囲の情報とは、例えば、①利用者の口座開設時等

の確認を通じて把握した情報、②取扱い仮想通貨に対する開始時審査及びその後の取扱いリスクの定期的な検証において把握した情報が考えられますが、必ずしもこれらに限るものではありません。なお、ビットコインその他パブリック型ブロックチェーンをベースとした仮想通貨については、特定の発行者や管理者が存在しないことも当然ながらあり得るものと考えます。

第2条第2項第3号関係

主要株主とは、発行済み株式総数の10%以上を保有する株主とします。

第3条第1項関係

仮想通貨関係情報を取得した役職員の行動を管理し、モニタリングするためには、営業所ごとに管理責任者を設ける必要があります。複数の営業所が存在する場合には、複数の責任者がいることになり、またそれぞれの営業所の責任者を統率する者が必要となります。一方、営業所を集約し、1か所で行う場合には必ず統率者を設けなければならないわけではなく、結果として情報管理部門については担当役員が責任者を兼ねて1名となることについては支障ありません。

第7条愛1項関係

仮想通貨関係情報は、対象とする情報、情報を有する役職員の氏名、情報の取得日及び秘匿の解除日などを記録管理することが望まれます。一方、小規模の会員においては役職員が好むと好まざるとに関わらず全役職員が仮想通貨関連情報に触れてしまうことがあり得ます。このような場合には、仮想通貨関連情報の当初の入手日と当該仮想通貨関連情報を抹消した日のみを記録することとするのもやむを得ないものと考えます。ただし、このような場合には、例えば、自社の取り扱う仮想通貨について、仮想通貨関連情報が存在する期間中は、本規則第13条に基づいて、全役職員に対して当該仮想通貨の取引を禁止するなどの措置を講じ、役職員による仮想通貨関連情報を利用した取引の防止を図るために必要な措置を講じる必要があります。

第12条関係

会員の役職員は利用者に仮想通貨関係情報を漏らして取引を勧誘してはなりません。また、利用者に仮想通貨関係情報を漏らしてはいないものの、役職員が仮想通貨関係情報を知りながら、その情報を基に利用者への利益の提供や損失の補てんを意図して、勧誘を行うことも本条に基づき禁止されます。また、意図的に利用者に対して仮想通貨関係情報から予想される価格変動の方向性と異なる方向の取引の勧誘を行うことも、当然、本条に基づき禁止されます。

第 13 条関係

本条は、自己取引を一切停止することを求めるものではありません。意図的に仮想通貨関係情報を利用し、会員が先回りをして取引を行うことを禁ずるものです。例えば会員が新たに仮想通貨を取り扱うことを公表したときには当該仮想通貨の価格が著しく高まることが期待されるような状況にあるときに、自らの取扱い開始を伏せて自己取引による当該仮想通貨を取得し、公表後に売り抜ける行為は、「仮想通貨関係情報を利用した」取引に該当する可能性が高く、たとえ流動性の供給を名目としたとしても適正な行為とは言えないものと考えます。

一方、取扱い中の仮想通貨に関し仮想通貨関係情報を入手した場合であっても、自己取引を行う役職員に対する情報遮断を徹底し、自己取引を継続することは、利用者からの信頼が損なわれまいと認められるため、「仮想通貨関係情報を利用した」取引には該当せず、かかる取引を行うことは可能と考えます。また、一定の基準に基づき自己ポジションの管理を徹底し、仮想通貨関係情報の有無に関わらず、基準の運用を徹底することによっても、同様に自己取引を継続することができるものと考えます。

第 14 条第 1 項関係

内部者の登録方法は、各号いずれか 1 つの方法のみによらず、複数の方法を組み合わせて行うのが好ましいものと考えます。

例えば、利用者の口座開設時の手続を通じて申告を受ける際には 1 号、注文を受け付けるときに申告を受ける際には 1 号、仮想通貨の取扱いに関する規則第 2 条に基づき取扱審査及び同規則第 8 条に基づく取扱いリスクの定期的な検証を行った場合など、仮想通貨の発行者等の情報を自ら収集し、整理した場合には第 2 号の方法によるものと考えられます。

第 15 条第 1 項、第 2 項関係

取引検知については、プログラムによる自動検知とする場合には、プログラムを運用管理する部署を取引検知部門と見なすことができます。

また、取引検知部門には、内部者情報を利用した取引であるかどうかについての判断など、検知した取引に対する判断が求められます。なお、当該判断は「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第 5 条における取引審査に相当するものです。

附則

このガイドラインは、2018 年 10 月 24 日から施行します。